

虐待防止のための指針

特別養護老人ホーム往還

令和4年11月1日

目次

目次	2
1. 本指針の目的	3
2. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方	3
3. 虐待防止に関する委員会その他施設内の組織	4
4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針	5
5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針	6
6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制	6
7. 成年後見制度の利用支援	7
8. 虐待等に係る苦情解決方法	7
9. 入居者等による本指針の閲覧	7
10. その他虐待防止の推進のために取り組む事項	7

1. 本指針の目的

- (1) 本指針は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発 214 厚生省老人保健福祉局長通知）」における「第4 処遇に関する事項 20 虐待の防止（基準第31条の2）②虐待の防止のための指針」として定めるものです。
- (2) 高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」）に規定されており、令和3年4月に改正された「特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号。以下「運営に関する 基準」）の中で、高齢者虐待防止法の実効性を高め、入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じることが求められています。

2. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

- (1) 当施設では、高齢者虐待は人権侵害・犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。
 - ① 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ② 介護・世話の放棄・放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ③ 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ④ 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ⑤ 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分すること、その他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止に関する委員会その他施設内の組織

- (1) 当施設では、虐待の発生防止と身体拘束等適正化は関連性が高いことから、今まで稼働してきた身体的拘束適正化委員会も集約し、「身体拘束適正化・虐待防止委員会」（以下「委員会」）を設置します。全職員が協力して、虐待に該当する行為だけでなく、高齢者の尊厳の保持及び人格の尊重を妨げる介護や行為について研修や会議を通じて議論し、そのような介護や行為が行われる危険性がある場合は速やかに排除する対策を講じます。委員会の運営責任者（委員長）は施設長とする。
- (2) 基本的に定例会として月1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。委員会で得られた結果（施設における虐待に対する体制、虐待の再発防止策等）は、職員への周知を図ります。
- (3) 委員会での協議内容は、具体的に以下のとおりとします。
 - ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織
 - ・虐待防止のための指針やマニュアルの整備
 - ・虐待防止のための職員研修の内容検討
 - ・虐待またはその疑い（以下「虐待等」）を発見した際の相談・報告の体制整備
 - ・虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法調整
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析と再発防止策の検討
 - ・虐待防止策を講じた際の効果についての評価
- (4) 委員会の構成員は施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員とし、施設長を責任者とする。ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、職種及び人数を変更することも出来ることとする。役割は、以下のとおりとします。
 - ① 施設長（委員長）
 - ・委員会の統轄管理
 - ・施設の運営事務管理
 - ・ケア現場における諸課題の統轄管理
 - ・行政、関係機関等との渉外、調整に関する管理
 - ② 生活相談員
 - ・家族との連携
 - ・記録の整備、管理
 - ③ 介護支援専門員
 - ・家族の意向に沿ったケアの確立
 - ・記録の整備、管理
 - ・施設サービス計画の変更

- ④ 介護職員（ユニットリーダー）
 - ・入居者の尊厳の理解、入居者の疾病・障害等による行動特性の理解
 - ・入居者個々の心身の状態の把握
 - ・記録の整備、管理
- ⑤ 看護職員
 - ・医師（医療機関）との連携
 - ・入居者の状態観察
 - ・記録の整備、管理
- ⑥ 機能訓練指導員
 - ・記録の整備、管理
 - ・入居者の状態把握
- ⑦ 栄養士
 - ・記録の整備、管理
 - ・入居者の状態把握

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修の内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、本指針に基づき虐待防止を徹底します。

研修の具体的な内容例

- ・高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業／成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

- (2) 年2回以上及び新規採用時に実施します。ただし、身体拘束等適正化のための研修と一体的に実施することも可能とする。

- (3) 研修を実施した際は、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 利用者等の入浴・排泄介助時に体にあざ等の異常が感じられる場合、複数の職員で実態確認し委員長へ報告します。その後状況に応じて、委員会にて対処します。

- (2) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努

めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であることが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。

- (3) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待又はその疑いが発生した際は、必ず以下の規定された手順で相談・報告を行う。

- (1) 職員が他の職員による入居者・利用者への虐待又はその疑いを発見した場合は、速やかに虐待防止担当者もしくは上長へ報告する。これは虐待当事者がどの役職位の如何を問わず厳正に対処し、それが当該担当者本人であった場合は他の委員会構成職員に相談する。
- (2) 苦情相談窓口を通じての相談や職員からの相談及び報告があった場合には、当該担当者又は委員会構成員は、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った当事者及び関係者に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の委員会構成職員が担当者を代行します。また、必要に応じて関係者へ事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待が事実であると判断された場合には、上述「5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針」に依り、必要な措置を講じます。
- (4) 虐待当事者に改善を求めた結果、善処されない又は緊急性が高い場合は保険者や警察等の協力を仰ぎ、高齢者の権利と生命を守ることを優先します。
- (5) 実施した事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証のうえ原因を除去し、再発防止策の作成と職員への周知を行います。
- (6) 法人の職員以外の虐待又はその疑いが生じた場合でも同様に、当該担当者に相談し必要があれば保険者に報告します。

7. 成年後見制度の利用支援

- (1) 入居者・利用者またはご家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の窓口を案内する等の支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情・相談を受けた窓口の担当者は、その内容を苦情解決責任者へ速やかに報告します。虐待等を行った者が当該責任者である場合には、他の委員構成メンバー等へ相談します。
- (2) 窓口へ寄せられた内容については、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者の権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- (4) 対応の結果は、相談者へ報告します。

9. 入居者等による本指針の閲覧

- (1) 本指針は、施設内またはホームページ上にて閲覧可能とします。

10. その他虐待防止の推進のために取り組む事項

- (1) 「4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会の他、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等による研修会等へ参加し、利用者の権利擁護に努めるとともに、サービスの質を低下させないように、常に研鑽を図ります。

(補足)

高齢者虐待防止法の成立

介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっている。平成 17 年 11 月 1 日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)が議員立法で可決、成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行となっている。

高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では「高齢者」とは 65 歳以上の者とされ、また、高齢者虐待を

① 養護者による虐待、② 養介護施設従事者等による虐待、に分けて定義している。

(附則)

令和 4 年 11 月 1 日 制定